働者であることを指摘した上で、 胸膜下粒状像、小葉間隔壁の 肥厚、モザイクパターン、胸膜下 線状像、胸膜プラークの画像診 断から、被災者が発症した疾病 は、間質性肺炎ではなく石綿肺 であるとの意見書を作成した。

また、審査会においても影読が行われ、水嶋先生の意見どおり、「高度の繊維化、蜂窩肺、牽引性気管支拡張症像が認められ」、「左肺背部に胸膜プラークと認められる陰影を複数確認した」として、「全肺野にわたり広汎に不整形陰影が見られ、第2型から第3型に相当する像が認められた」と判断した。

そして、「死亡約1年前である 当時の被災者の症状はじん肺 管理区分『管理4』相当の療養 を要する状態にまで重篤化して いたと認められる」と判断したのであった。

「労災の件は、片岡さんと西山さんに任せておきなさい」というのが、出町さんの口癖だった。 労災申請から決定が出るまで丸 2年かかりましたが、アスベストセンターの皆さん、北海道の皆さん、北海道の皆さん、ホニはまシティユニオンの皆さん、水嶋先生、古川さん、片岡さん…、沢山の方々の力を借りての認定だった。

「石綿が原因でありながら、特発性間質性肺炎と診断され、補償を受けられない人のために」と、いつも訴え続けていた出町さんの思いを、さらに引き継がなければとの思いを強くした逆転裁決だった。(写真は、出町さんと家族の会の皆さん)

スをナイフやはさみで切り取りながら作業を行い、埃が舞う船室でアスベスト粉じんを吸引したのであった。

申請にあたっては、監督署提出の書類と違い、32年間に乗船された全ての船舶名を一隻ごとに種類やトン数等を記入した乗船履歴書を作成しなければならない。また、2名の同僚の証言書も求められる。「船員はひとりずつ船員手帳を持っているが、退職されて入しい方や、特に神戸では、震災で家財を無くされた方もおられるので船員手帳を紛失された方も多いでしょう」と、Bさんは話していた。

Bさん自身も船員手帳は最後の1冊しか保管されておらず、また同僚についても先輩のお一人しか連絡がつかなかった。それでも、なんとか書類を整え、2009年12月末に申請を行った。

しかし、半年がたった今年の6 月になっても何の連絡もなく、Bさんは半ば諦めていた。問い合わせたところ、船員保険部の回答は、「1月の組織改正後、審査の医師が不在のままで、数十件の申請がストップしており審査のメドがたたない」との呆れるような回答だった。机上に停滞している書類の重みについて、担当者として自覚がないにもほどがある。

ところが、すぐその後で、国健 康保険協会船員保険部から認 定の通知が届いたのだった。

Bさんは、数年前のOB会で、「退職者へ石綿検診の案内が届いた」と聞いたのだが、ご自身には案内が届かず検診漏れに

申請後半年間、調査がストップ

兵庫●国健康保険協会船員保険部

2009年の夏、「石綿による肺がんの疑いが濃厚」との主治医の勧めで、元船員のBさん(77歳)は労働基準監督所に相談した。ところが、「あなたは労災保険ではなく船員保険なので、東京社会保険事務局へ申請するように」と言われたため、何度も東京社会保険事務局へ電話を掛けたのですがラチが明かず、東京まで出かけることもできないまま途方に暮れていた。悩んだ末

にNTT番号案内に電話を掛けたところ、オペレーターの方にひょうご労働安全衛生センターを紹介され、2009年11月に、携帯用の酸素ボンベを引きながら相談に来られた。

Bさんは、32年間にわたり乗船 し、機関工としての作業に従事 した。一度航海に出ると、船の 修繕はすべて船員が行わなけ ればならず、パイプやボイラーな どの修繕作業の際には石綿クロ

各地の便り

なっていた。 合併を繰り返した 船舶会社は多いので、多くの検 診漏れのOBの方もいるはずで ある。ところが、認定後に会社に 「何人の方が石綿疾患で患って おられるのか」と尋ねても、答え てくれなかったそうだ。

「私だけではないはずだし、証 言をいただいたた先輩も胸水が 溜まり通院されているので心配。 元船員の中では、手続きの複雑 さから申請を断念された方や、 石綿関連疾患とは気付かない 方も多数おられるだろう。個人 ひとりの力では認定まで結びつ けることは難しかっただろ う」と話されていた。

(ひょうご労働安全衛生センター)

スベストユニオン西日本として会社に対して、遺族への謝罪と補償等について団体交渉を申し入れた。要求提出から1週間ほどで、会社から応じる用意があると回答があった。交渉は、JR博多駅前のホテルで開かれ、会社の総務部長から深々と頭を下げて、謝罪がまず行なわれた。代理人弁護士がじん肺弁護団をされたこともあり、比較的スムーズに交渉はすすみ、4月末に合意することができた。

交渉の中で、すでに被害が拡 大しつつあることを示唆する発 言もあり、この交渉をきっかけに、 会社は、補償制度をつくる決意 をしたため、早期解決につなっ がったものと思う。

私たちとの団体交渉を拒否し、徹底的に争う企業もあるが、ほとんどの企業はこうして話し合いで解決している。いずれは解決しなければならないのならば、企業は、自らの責任を認め、被災者側が「解決できてよかった」と思えるように、誠実に話し合い(団体交渉)を行うべきである。

(アスベストユニオン西日本)

団体交渉で補償交渉が解決

長崎●遺族に謝罪し、補償制度確立を約束

昨年5月、全造船本部に一本の電話がかかってきた。50歳という若さで中皮腫を発病し、亡くなられたYさんのお姉さんからの相談だった。

Yさんは、発病の直前まで名 古屋でアルミサッシ業を営んで いたが、2006年8月、突然体調 を崩し、九州に戻って入院した。 そこで胸膜中皮腫と診断され、 2007年6月に亡くなられた。

Yさんのお姉さんは、地元の

弁護士等に相談したが、原因不明で無理と言われた。あきらめきれずに、病院のアドバイスもあり、職歴に沿って名古屋と長崎の労働基準監督署に相談した。労基署の対応がよかったこともあり、15~18歳のときに三菱重工長崎造船所の下請会社である長崎船舶装備で働いていたことがわかった。そこで、アスベストに曝露していたのである。

労災認定後の2009年9月、ア

賛助会員 定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。 賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、101万円で10以上です。「安全セン

ター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。 賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするは、一個では、1000年には、100

- ●中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」
- 郵便振替□座「00150-9-545940」 名義は、ずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881